

いわき市農業委員会第19回総会議事録

会長 草野庄一は、令和4年11月21日（月）午後1時30分、いわき市農業委員会総会をいわき市役所東分庁舎5階会議室に招集した。

1 出席者（計32名）

(1) 農業委員（22名）

2 四家 誠	11 鈴木 理	21 新妻 公二
3 志賀 幸	12 生田目 祥明	22 大竹 公治
4 草野 庄一	13 菅野 綾	23 木幡 仁一
5 田子 耕一	14 石井 英毅	
6 薩谷 昭夫	15 新妻 信夫	
7 遠藤 重和	16 平田 敬一	
8 佐川 良平	17 箱崎 寿正	
9 油座 盛明	18 鈴木 義直	
10 岡村 泰典	19 中根 まり子	
	20 坂本 和徳	

(2) 事務局（10名）

事務局長	酒井 直人
事務局次長	遠藤 敏行
主任主査兼農政振興係長（書記）	草野 浩平
主任主査兼農地調査係長	小川 仁一
農地審査係長	府川 将人
農地調査係 主査	金成 聰司
農地審査係 主査	鈴木 昌則
農地審査係 主査	福田 幸士
農地審査係 事務主任	西山 諒
市生産振興課扱い手支援係 事務主任	四家 充敏

注：市生産振興課・四家事務主任は、議案第7号のみ説明のため出席。

2 欠席者（計2名）

1 木田 テイ子	24 蝶田 元起
----------	----------

3 途中退席者（計3名）

11 鈴木 理	20 坂本 和徳	21 新妻 公二
---------	----------	----------

4 会議の概要（注：個人情報に係る箇所を除く。）

事務局 (遠藤次長)	<p>本日は、お忙しい中、いわき市農業委員会第19回総会にご参集をいただき、ありがとうございます。</p> <p>定刻ですので、始めさせていただきます。</p> <p>初めに、お手元にお配りいたしました資料を確認させていただきます。</p> <p>◇ 第19回総会議案書</p> <p>◇ 許可申請に係る意見及び決定理由書</p> <p>◇ 現地調査位置図</p> <p>【番号なし】農地法第5条の規定による許可処分の取消願いについて</p> <p>【資料1】議案第7号「いわき市農用地利用集積計画について」</p> <p>【資料2】議案第9号「非農地の判断について」に係る現地調査位置図</p> <p>【資料3－1】令和5年農作業労働賃金標準額の策定に係る最終協議資料</p> <p>【資料3－2】令和5年いわき市農作業労働賃金標準額表（第1稿）</p> <p>【資料4】令和4年度農業者年金加入推進セミナーの開催について</p> <p>【資料5】第20回総会日程について</p> <p>【資料6】職員の通年での「ノーネクタイ勤務」の実施について</p>
事務局 (遠藤次長)	<p>以上、11点です。</p> <p>なお、本総会の開催通知と併せて送付しております議案説明書につきましても、ご用意願います。</p> <p>いわき市農業委員会総会会議規則第22条において、「委員は、総会中、みだりに議席を退くことができない。ただし、やむを得ない理由があるときは、議長の許可を得て退くことができる。」とされておりますので、よろしくお願ひいたします。</p> <p>また、携帯電話は、あらかじめ電源をお切りいただくか、マナーモードに設定くださるよう、ご協力をお願いいたします。</p>
事務局 (遠藤次長)	<p>次に、農業委員会憲章唱和でございますが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、議席番号順に農業委員会憲章を朗読いただき、唱和に代えさせていただきます。</p> <p>それでは、議席番号14番の石井英毅委員、お願ひいたします。</p> <p>皆様、ご起立のうえ、黙読ください。</p>

14番
石井委員

【いわき市農業委員会憲章朗読】

事務局
(遠藤次長)

ありがとうございました。
ご着席願います。

本日の総会は、農業委員会等に関する法律第27条第1項の規定に基づきまして、会長が招集しております。

それでは、議事に先立ちまして、草野庄一会長よりご挨拶申し上げます。

草野会長

改めまして、こんにちは。

いわき市農業委員会第19回総会の開催に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様には、秋の収穫作業は終わったと思いますが、何かとお忙しい中のご出席、本当にご苦労様です。

それと先日、11月10日ですが、「令和4年度福島県下農業委員会大会」、農業委員が約20名、推進委員からは代表幹事と副代表幹事が参加ということで、バス1台で無事に参りましたが、天候に恵まれて本当に良かったです。

本来、ああいった大会は、全員参加で盛大に行われるのが通例でした。

過去を振り返れば、各委員会からの質問事項等で喧々諤々の大会もありました。

最近の大会は、それと比べれば非常に大人しくなったというのが、個人的な感想です。

ただ、本県選出国会議員への要請に関する意見ということで、田子委員、菅野綾委員、鈴木義直委員、中根委員などから大変有意義な意見をいただきまして、県農業会議の要望書にも相当反映されております。

ああいった意見が、農業委員会のこれから発展に大いに寄与すると思いますので、今後も忌憚のない意見を寄せていただきたいと思います。

それから、10月30日ですが、県主催の「ふくしま農業人フェア2022 in いわき」がラトブで開催され、農業委員からは佐川さん、推進委員からは根本俊男さんにご出席いただきました。

色々なコーナーがある中で、農業委員会としては農地等についてのコーナーを設け、就農希望者等の相談に応じました。

丸一日、しかも日曜日でしたが、お二人にはご協力いただき、本当にありがとうございました。

草野会長

今後の話ですが、今月25日には「中山間地区合同審議会」ということで、二本松市東和町の「道の駅さくらの郷」と、WEBを使った意見交換を行うことになりました。

そこで、今月11日に遠藤次長と坂本主査、私で二本松市に行き、二本松市農業委員会の奥平会長、事務局長、係長にご挨拶しました。

ちなみに、奥平会長は県農業会議の副会長を務めておられます。

1時間余りでしたが、とても有意義な話をさせていただきました。

そういった訳で、我々第17期農業委員の任期も残り1年半を切りましたので、悔いの残らない活動を心がけていきましょう。

最後に、いつも私の隣にいる蛭田会長職務代理者ですが、今月17日に入院し、18日にアキレス腱の手術をしました。

術後の経過は良好とのことでありますが、しばらくの間は総会等を欠席することになりますので、ご了承いただきたいと思います。

蛭田職代には、リハビリを頑張っていただいて、一刻も早く復帰していただけるよう願っております。

本日の総会は、定例となります農地法に係る許可申請のほか、令和5年農作業労働賃金標準額の策定などについて、ご審議をいただきます。

委員の皆様には、慎重かつ円滑なご審議を賜りますようお願い申し上げまして、挨拶といたします。

本日はよろしくお願ひいたします。

事務局
(遠藤次長)

ありがとうございました。

それでは、議事に入りますが、議事の進行は、いわき市農業委員会総会会議規則第6条第1項の規定に基づき、会長が議長となりまして進めさせていただきます。

草野会長、よろしくお願ひいたします。

議長
(草野会長)

それでは、議長を務めさせていただきます。

円滑な議事進行に努めてまいりたいと思いますので、皆様方のご協力をお願い申し上げます。

本日の通告欠席でございますが、議席番号1番、木田泰子委員、議席番号24番、蛭田元起委員でございます。

現在、委員24名中、22名が出席しており、これは、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定の過半数を超えております。

本日の総会が成立することをご報告いたします。

次に、いわき市農業委員会総会会議規則第7条の規定により、開会・閉会は議長が宣言することになっておりますので、宣告いたします。

議長 (草野会長)	<p>ただいまより、いわき市農業委員会第19回総会を開会いたします。</p> <p>次に、議事録署名人の指名でございますが、いわき市農業委員会総会会議規則第24条第2項の規定により、議長が指名いたします。</p> <p>議席番号14番、石井英毅委員、 議席番号16番、平田敬一委員、 以上、2名にお願いいたします。</p> <p>また、書記は事務局にお願いいたします。</p> <p>なお、議事録については、平成21年1月23日付け農林水産省経営局長通知により、「農業委員会は、総会等の終了後速やかに、市町村個人情報保護条例等に留意の上、その審議過程のすべてを、要約することなく、詳細に記した議事録を作製し、これを縦覧に供すること。」とされております。</p> <p>これにより、本総会の議事録作成については、委員個人名と発言内容の全てを記載する「全文記録方式」といたします。</p> <p>また、作製した議事録については、いわき市の公式ホームページにおいても、公表することになっておりますことを申し添えます。</p> <p>次に、会務報告を事務局よりお願いいたします。</p>
事務局 (遠藤次長)	<p>【議案書2ページから3ページにより会務報告】</p>
議長 (草野会長)	<p>それでは、ただいまより議事に入りますが、その前に議案、報告案件で取下げ、追案等があるかどうか、事務局の説明を求めます。</p>
事務局 (府川係長)	<p>取下げが1件ございます。</p> <p>議案第6号「農地法第3条及び第5条の規定による営農型発電設備に係る許可申請について」において、番号1番、2番及び3番について、それぞれ申請者からいずれも取下げの申し出がございました。</p> <p>従いまして、審議案件がなくなることから、議案第6号自体が取下げとなります。</p> <p>以上です。</p>
議長 (草野会長)	<p>それでは、議事に入ります。</p> <p>農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限で、農業委員会の委員は自己、又は同居の親族、若しくは、その配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないこととされております。</p> <p>本日、議案第7号、「いわき市農用地利用集積計画について」にお</p>

議長 (草野会長)	<p>いて、議席番号12番、生田目祥明委員が該当しております。生田目委員には、当該議案審議の際、一時退出をお願いします。その他、該当する方がいれば、議案審議の際、申し出てください。また、議席番号11番、鈴木理委員、議席番号20番、坂本和徳委員、議席番号21番、新妻公二委員より、議案審議途中での退席の許可願いがそれありましたので、いわき市農業委員会総会会議規則第22条の規定に基づき、これを許可します。</p> <p>それでは、議案第1号、「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、事務局の説明を求めます。</p>
事務局 (府川係長)	<p>議案書の4ページをお開き願います。</p> <p>【議案第1号を朗読し、審議事項を説明】</p> <p>詳細については、担当者が説明いたします。</p>
事務局 (鈴木(昌) 主査)	<p>それでは、議案説明書の2ページより説明をさせていただきます。地図につきましては、別紙「現地調査位置図」を併せてご覧ください。</p> <p>番号1番から4番につきましては、売買による所有権の移転であります。</p> <p>また、番号5番、6番につきましては、贈与による所有権の移転となり、番号5番につきましては、農地所有適格法人となります。</p> <p>従いまして、今月の3条許可の面積については、田：14,349.90m²、畠：3,482m²、合計：17,831.90m²となります。</p> <p>3ページになりますが、許可要件の詳細となります。</p> <p>また、今月申請となった許可要件につきましては、3条許可ができない場合を示した農地法第3条第2号各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしており、内容につきましては4ページの内容となります。</p> <p>事務局からの説明は、以上です。</p>
議長 (草野会長)	<p>ただいま、事務局より、議案第1号について、説明がありました。ここで、現地調査時の意見の報告をお願いいたします。</p>
23番 木幡委員	<p>議席番号23番、木幡仁一です。</p> <p>番号1番から5番までの事案につきまして、現地調査をいたしましたが、特段問題はありませんでした。</p> <p>報告は以上です。</p>

議長 (草野会長)	続いて、事務局お願ひいたします。
事務局 (鈴木(昌) 主査)	番号6番について、農地の贈与による所有権の移転案件として、事務局で現地を確認したところ、特に問題はなかったことを報告します。 報告は以上です。
議長 (草野会長)	ただいまの報告では、「特に問題ないと判断される」とのことでした。 これについて、委員の皆様から何かご意見・ご質問はございますか。
18番 鈴木(義) 委員	議席番号18番、鈴木です。 5番の案件で、お伺いします。 こちらの農地適格法人の案件、恐らく親子だと思いますが、なぜ農業法人にしたのかというのが1点目。 それと、農業法人にして規模を拡大するということで、何を栽培していきたいのかというのが2点目。 この点、お伺いしたいと思います。
事務局 (鈴木(昌) 主査)	5番の案件につきまして、法人の代表者と譲渡人は親子関係であります。 今回、3年後に大根を3ヘクタールやりたいとのことで、話を伺っております。 元々、水稻はやっていたとのことですが、今後のために法人化をして、きっちりと農業をやっていきたいということで、申請がなされた案件になります。
18番 鈴木(義) 委員	この案件、JA平塙支店管内になりますが、近隣に耕作放棄地が結構あります。 そういうところは、近場であれば引き受けて、大根を栽培するという形でよろしいでしょうか。
事務局 (鈴木(昌) 主査)	初めのうちは、この譲り受けた農地を対象に、大根の栽培をやっていきたいとのことです。 将来的には、鈴木委員がおっしゃるように、そういう畑、農地を貸してもいいよという話があれば、対応していきたいという考えであります。

議長 (草野会長)	その他ございますか。 【意見・質問なし】
議長 (草野会長)	ご質問がないようでありますので、お諮りいたします。 議案第1号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。
	【「異議なし」との声あり】
議長 (草野会長)	ご異議なしと認め、議案第1号、「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」は、原案のとおり可決いたします。 次に、議案第2号、「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」、事務局の説明を求めます。
事務局 (府川係長)	議案書の5ページをお開き願います。 【議案第2号を朗読し、審議事項を説明】 詳細については、担当者が説明いたします。
事務局 (福田主査)	議案説明書5ページをお開き願います。 議案第2号、「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」、ご説明いたします。 配付しております「現地調査位置図」と「許可申請に係る意見及び決定理由書」をご覧になりながら、お聴きくださるようお願いします。 議案説明書6ページをお開き願います。 番号1番、申請者の住所は、添野町です。 申請土地は、添野町、登記地目は畠、転用面積は179m ² です。 転用目的は、住宅用進入路です。 申請人は、既存進入路が小名浜道路の工事用地となったことから、使用できることとなり、その補償工事として、現在同工事の工事用地として駐車場・資材置場に公共転用されている申請地を進入路として使用するため、許可を求めるものです。 以上1件、面積は、田：0m ² 、畠：179m ² 、合計：179m ² です。 申請内容を審査した結果、いずれも農地転用許可基準である立地基準及び一般基準を満たしています。 説明は以上です。

議長 (草野会長)	ただいま、事務局より、議案第2号について、説明がありました。ここで、現地調査時の意見の報告をお願いいたします。
2番 四家(誠) 委員	議席番号2番、四家誠です。 番号1番について、現地を調査した結果、特段問題はありませんでした。 報告は以上です。
議長 (草野会長)	ただいまの報告では、「特に問題ないと判断される」とのことでした。 これについて、委員の皆様から何かご意見・ご質問はございますか。
【意見・質問なし】	
議長 (草野会長)	ご質問がないようありますので、お諮りいたします。 議案第2号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。
【「異議なし」との声あり】	
議長 (草野会長)	ご異議なしと認め、議案第2号、「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」は、原案のとおり可決いたします。 次に、議案第3号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、事務局の説明を求めます。
事務局 (府川係長)	議案書の6ページをお開き願います。 【議案第3号を朗読し、審議事項を説明】 詳細については、担当者が説明いたします。
事務局 (福田主査)	議案説明書7ページをお開き願います。 議案第3号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、ご説明いたします。 説明に入ります前に、資料の訂正がございます。 議案説明書8ページをお開きください。 番号2番について、申請人から取下げ願が提出されましたので、議案説明書から削除願います。 また、この取下げにより、転用面積の合計が、「田：0m ² 、畑：300.35m ² 、合計：300.35m ² 」から「田：0m ² 、畑：97m ² 、合計：97m ² 」に

事務局 (福田主査)	<p>変更となりますので、こちらも訂正願います。</p> <p>改めまして、議案説明書8ページをご覧ください。</p> <p>配付しております「現地調査位置図」及び「許可申請に係る意見及び決定理由書」を併せてご覧になりながら、お聴きくださるようお願いします。</p> <p>番号1番、譲受人の住所は、小名浜林城。</p> <p>譲渡人の住所は、好間町愛谷です。</p> <p>申請土地は、好間町愛谷、登記地目は畠、転用面積は97m²です。</p> <p>権利の移転事由は、贈与による所有権の移転、転用目的は、分家住宅敷地です。</p> <p>譲受人は、父である譲渡人の援農のため、小名浜から実家のある好間町まで通っておりますが、距離があり移動に時間を要するため、移動時間の削減により今後の援農を円滑に行うこと及び高齢となってきた父母の様子を確認するために、譲渡人が有する実家近くの農地を自己住宅敷地として転用するため、許可を求めるものです。</p> <p>以上1件、面積は、田：0m²、畠：97m²、合計：97m²です。</p> <p>申請内容を審査した結果、いずれも農地転用許可基準である立地基準及び一般基準を満たしています。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長 (草野会長)	<p>ただいま、事務局より、議案第3号について、説明がありました。</p> <p>ここで、現地調査時の意見の報告をお願いいたします。</p>
3番 志賀委員	<p>議席番号3番、志賀幸です。</p> <p>番号1番について、現地を調査した結果、特段問題はありませんでした。</p> <p>報告は以上です。</p>
議長 (草野会長)	<p>ただいまの報告では、「特に問題ないと判断される」とのことでした。</p> <p>これについて、委員の皆様から何かご意見・ご質問はございますか。</p>
	<p style="text-align: center;">【意見・質問なし】</p>
議長 (草野会長)	<p>ご質問がないようでありますので、お諮りいたします。</p>

【「異議なし」との声あり】

議長
(草野会長) ご異議なしと認め、議案第3号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」は、原案のとおり可決いたします。

次に、議案第4号、「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について」、事務局の説明を求めます。

事務局
(府川係長) 議案書の7ページをお開き願います。

【議案第4号を朗読し、審議事項を説明】
詳細については、担当者が説明いたします。

事務局
(福田主査) それでは、議案説明書9ページをお開き願います。

議案第4号、「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について」、ご説明いたします。

説明に入ります前に、資料の訂正がございます。

議案説明書10ページをお開き願います。

番号1番の「変更内容」について、変更後の施工期間が「令和3年5月26日～令和5年11月25日」とありますが、正しくは、「令和3年5月26日～令和4年12月25日」となります。

また、現地調査位置図の12ページについても同様に、「令和3年5月26日～令和4年12月25日」へ訂正願います。

大変申し訳ございませんでした。

改めまして、議案説明書10ページをお開きください。

併せて配付しております「現地調査位置図」と「許可申請に係る意見及び決定理由書」をご覧願います。

番号1番、申請人の住所氏名は、埼玉県越谷市、株式会社アースコム、代表取締役丸林信宏です。

申請地は、渡辺町昼野です。

当該許可は、令和3年5月26日付けいわき市農業委員会指令第5023号により許可を受けた案件です。

当初の転用目的は、営農型太陽光発電設備としての一時転用であり、今回の変更申請の内容は、太陽光パネルの配置及び枚数、転用面積及び施工期間の変更です。

本案件は、下部農地における営農において、当初の計画から変更して明渠を設けたことにより、当初計画に基づく太陽光パネルの設置が困難となったため、計画変更を余儀なくされたものです。

この変更により、太陽光パネルの設置枚数を当初の140枚から120枚に変更し、パネル枚数減によるレイアウトの変更、またパネル枚数の減に伴い、営農型太陽光発電設備の支柱部分の本数が減少する

事務局 (福田主査)	<p>ことで、転用面積が当初の0.284m²から0.244m²に変更となり、工事施工期間が、当初計画の「令和3年5月26日から令和4年5月25日まで」から「令和3年5月26日から令和4年11月25日まで」に変更となるものです。</p> <p>当該案件については、施工中の事業計画変更であり、事業計画変更後においても、パネル下部の農地を含め、周辺農地に影響がないものであることから、計画変更の承認について問題ないものと考えます。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長 (草野会長)	<p>ただいま、事務局より、議案第4号について、説明がありました。</p> <p>ここで、現地調査時の意見の報告をお願いいたします。</p>
23番 木幡委員	<p>議席番号23番、木幡仁一です。</p> <p>番号1番について、現地を調査した結果、特段問題はありませんでした。</p> <p>報告は以上です。</p>
議長 (草野会長)	<p>ただいまの報告では、「特に問題ないと判断される」とのことでした。</p> <p>これについて、委員の皆様から何かご意見・ご質問はございますか。</p>
	【意見・質問なし】
議長 (草野会長)	<p>ご質問がないようありますので、お諮りいたします。</p> <p>議案第4号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。</p>
	【「異議なし」との声あり】
議長 (草野会長)	<p>ご異議なしと認め、議案第4号、「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について」は、原案のとおり可決いたします。</p> <p>次に、議案第5号、「農地法第5条の規定による許可処分の取消願いについて」、事務局の説明を求めます。</p>
事務局 (府川係長)	<p>議案書の8ページをお開き願います。</p> <p style="text-align: center;">【議案第5号を朗読し、審議事項を説明】</p>

事務局 (府川係長)	詳細については、担当者が説明いたします。
事務局 (福田主査)	<p>議案説明書11ページをお開き願います。</p> <p>議案第5号、「農地法第5条の規定による許可処分の取消願いについて」、ご説明いたします。</p> <p>配付しております「現地調査位置図」をご覧になりながら、お聴きくださるようお願いします。</p> <p>議案説明書12ページをお開き願います。</p> <p>番号1番、土地の所在は常磐松久須根町、登記地目は田、転用面積は1,684m²、転用目的は太陽光発電設備です。</p> <p>本案件は、令和4年7月26日付けで許可された農地法第5条の許可の取消しでございます。</p> <p>取消理由については、当該地において最終的な契約締結に至らず、事業計画そのものが中止となったため、許可の取消しを願い出るものであります。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長 (草野会長)	<p>ただいま、事務局より、議案第5号について、説明がありました。</p> <p>ここで、現地調査時の意見の報告をお願いいたします。</p>
事務局 (福田主査)	<p>事務局より報告します。</p> <p>番号1番について、現地を調査した結果、特段問題はありませんでした。</p> <p>報告は以上です。</p>
議長 (草野会長)	<p>ただいまの報告では、「特に問題ないと判断される」とのことでした。</p> <p>これについて、委員の皆様から何かご意見・ご質問はございますか。</p>
	【意見・質問なし】
議長 (草野会長)	<p>ご質問がないようでありますので、お諮りいたします。</p> <p>議案第5号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。</p>
	【「異議なし」との声あり】

議長
(草野会長) ご異議なしと認め、議案第5号、「農地法第5条の規定による許可処分の取消願いについて」は、原案のとおり可決いたします。

続いて、議案第6号については、冒頭の事務局説明のとおり、議案が取り下げられておりますので、議案第7号に移ります。

議案第7号、「いわき市農用地利用集積計画について」、審議をいたしますが、議事参与の制限に、議席番号12番、生田目祥明委員が該当しております。

生田目委員は、一時退出を願います。

【12番・生田目委員一時退席】

議長
(草野会長) それでは、事務局の説明を求めます。

事務局
(府川係長) 議案書の10ページをお開き願います。

【議案第7号を朗読し、審議事項を説明】

詳細については、担当者が説明いたします。

事務局
(西山主任) 議案第7号、「いわき市農用地利用集積計画について」、ご説明いたします。

資料は、議案説明書ではなく、事前にお送りさせていただきました別紙資料、議案第7号「いわき市農用地利用集積計画について」という冊子をお手元にご用意ください。

もし、本日お忘れになられた方がいらっしゃれば、挙手していただければお配りしたいと思います。

よろしいでしょうか。

それでは、別紙資料1の1ページをお開きください。

農用地利用集積計画第10号の内容についてご説明いたします。

第10号は、公益財団法人福島県農業振興公社が、農地中間管理事業により、新たに農地中間管理権を取得し、農用地を借り手に転貸するものでございます。

実施地区は平、小名浜、四倉、小川、借り手31名、貸し手45名。

対象筆数は田：104筆、畑：105筆、面積は田：10,150m²、畑：9,244m²となっております。

なお、別紙資料の11ページまで、農用地利用集積計画の各号の詳細な説明は省略させていただきますが、今回、別紙資料の11ページ、番号76番の方につきましては、新規就農者であり、その営農計画については、市生産振興課で相談を重ねていたところであります。

今回、新規就農者の営農計画については、生産振興課の四家事務

事務局
(西山主任) 主任をお呼びしておりますので、詳細な説明をお願いしたいと思います。

事務局
(四家主任) いわき市生産振興課の四家と申します。
先ほどありました新規就農の方について、簡単にご説明させていただきます。

この方は、Aさんという女性です。
令和3年4月から令和5年3月まで、県の登録研修機関であります、小川町のBさんのもとで研修を受けております。

研修終了後、令和5年の4月に就農を予定しております、今後の計画といたしましては、今回申請の圃場面積に加えて、5年後までに5,000m²の畑を使いまして、ピーマン、ジャガイモ、ニンジン、キャベツの生産を行う計画となっております。

年間の農業従事日数については、230日を予定しております。

簡単ではございますが、以上です。

議長
(草野会長) ただいま、事務局及び市生産振興課の四家主任より、議案第7号について、説明がありました。

これについて、委員の皆様から何かご意見・ご質問はございますか。

【意見・質問なし】

議長
(草野会長) ご質問がないようありますので、お諮りいたします。
議案第7号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」との声あり】

議長
(草野会長) ご異議なしと認め、議案第7号、「いわき市農用地利用集積計画について」は、原案のとおり可決いたします。
それでは、生田目委員、入室願います。

【12番・生田目委員着席】

議長
(草野会長) 次に、議案第8号、「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画(案)に対する意見の決定について」、事務局の説明を求めます。

事務局 (府川係長)	<p>議案書の11ページをお開き願います。</p> <p>【議案第8号を朗読し、審議事項を説明】</p> <p>詳細については、担当者が説明いたします。</p>
事務局 (西山主任)	<p>議案説明書の28ページをお開き願います。</p> <p>農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画案に対する意見の決定について、ご説明いたします。</p> <p>次のページをお開き願います。</p> <p>農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、いわき市が作成しました農用地利用配分計画案について意見を求められたため、お諮りするものです。</p> <p>借り手、住所は平下神谷、貸し手、住所・氏名は、福島市中町8番2号、公益財団法人福島県農業振興公社・理事長芳見茂。</p> <p>土地の所在は平下神谷、現況地目は畠、面積は畠：1,494m²です。</p> <p>詳細については、議案説明書に記載のとおりです。</p> <p>なお、農用地利用配分計画案は、既存の中間管理事業の賃借において、借り手の変更の申請により作成されたものです。</p> <p>また、借り手は、農地中間管理機構へ借受者として登録された方の中から選定されております。</p> <p>農用地利用配分計画案について、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項及び福島県農業振興公社の農地中間管理事業の実施に関する規程第13条のとおり、県知事認可の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長 (草野会長)	<p>ただいま、事務局より、議案第8号について、説明がありました。これについて、委員の皆様から何かご意見・ご質問はございますか。</p>
	<p>【意見・質問なし】</p>
議長 (草野会長)	<p>ご質問がないようでありますので、お諮りいたします。</p> <p>議案第8号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。</p>
	<p>【「異議なし」との声あり】</p>
議長 (草野会長)	<p>ご異議なしと認め、議案第8号、「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画（案）に対する意見の決定について」は、原案のとお</p>

議長 (草野会長)	<p>り可決いたします。</p> <p>次に、議案第9号、「非農地の判断について」、事務局の説明を求めます。</p>
事務局 (小川係長)	<p>議案書の12ページをお開き願います。</p> <p>【議案第9号を朗読し、審議事項を説明】</p> <p>詳細については、担当者が説明いたします。</p>
事務局 (金成主査)	<p>本日お配りしている資料2をお開き願います。</p> <p>「非農地の判断について」、ご説明いたします。</p> <p>番号1番及び2番については、登記地目が田及び畠であるものの、長年耕作されておらず、既に原野の様相を呈しております。</p> <p>今般、農地法第30条に基づく農地利用状況調査において、非農地であると判定されたため、農地法第2条第1項の農地には該当しないものとの判断を求めるものでございます。</p> <p>なお、番号1番については、9月30日に実施した農地パトロール強化月間の現地調査において、勿来地区の農業委員、農地利用最適化推進委員に現地を確認いただいているほか、番号2番については、以前に同一の土地所有者で、隣地の農地について非農地判断をしており、今般、当該農地についても判断を求められたものであります。</p> <p>現地調査については、遠野・田人地区の農業委員で既に実施しております。</p> <p>11月分は、登記地目が田：1筆、578m²、畠：1筆、346m²、合計：2筆、924m²です。</p> <p>以上でございます。</p>
議長 (草野会長)	<p>ただいま、事務局より、議案第9号について、説明がありました。</p> <p>ここで、現地調査時の意見の報告をお願いいたします。</p>
20番 坂本委員	<p>議席番号20番、坂本和徳です。</p> <p>番号1番については、既に原野の様相を呈している状態であります。</p> <p>非農地化することに関しては、特段問題ありません。</p> <p>報告は以上です。</p>
9番 油座委員	<p>議席番号9番、油座盛明です。</p> <p>番号2番については、既に原野の様相を呈している状態であります。</p> <p>非農地化することに関しては、特段問題ありません。</p>

9番 油座委員	報告は以上です。
議長 (草野会長)	<p>ただいまの報告では、「特に問題ないと判断される」とのことでした。</p> <p>これについて、委員の皆様から何かご意見・ご質問はございますか。</p>
【意見・質問なし】	
議長 (草野会長)	<p>ご質問がないようありますので、お諮りいたします。</p> <p>議案第9号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。</p>
【「異議なし」との声あり】	
議長 (草野会長)	ご異議なしと認め、議案第9号、「非農地の判断について」は、原案のとおり可決いたします。
議長 (草野会長)	<p>ここで、報告事項に入る前に、休憩といたします。</p> <p>ただいま、14時25分です。</p> <p>10分間休憩とし、再開は14時35分からといたしますので、よろしくお願いいいたします。</p>
【10分間休憩】	
議長 (草野会長)	<p>全員お揃いですので、議事を再開します。</p> <p>それでは、報告第1号から報告第5号まで、一括して事務局の説明を求めます。</p>
事務局 (府川係長)	<p>議案書13ページをお開き願います。</p> <p>【報告第1号を朗読、報告事項（農地法第3条の3第1項の規定による届出について）を説明】</p> <p>議案説明書の32ページをお開き願います。</p> <p>今月の報告件数は24件、権利の取得事由は全て相続です。</p> <p>権利の取得面積は、田：53,934m²、畠：41,827m²、合計：95,761m²です。</p> <p>以上、事務局長が専決処分いたしましたので、報告いたします。</p> <p>続きまして、議案書14ページをお開き願います。</p>

事務局 (府川係長)	<p>【報告第2号を朗読、報告事項（農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について）を説明】</p> <p>議案説明書の38ページをお開き願います。</p> <p>今月の報告件数は1件、転用面積は田：0m²、畑：393.434m²、合計：393.434m²です。</p> <p>以上、事務局長が専決処分いたしましたので、報告いたします。</p> <p>続きまして、議案書15ページをお開き願います。</p>
事務局 (府川係長)	<p>【報告第3号を朗読、報告事項（農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について）を説明】</p> <p>議案説明書の40ページをお開き願います。</p> <p>今月の報告件数は19件、転用面積は田：10,860m²、畑：7,050m²、合計：17,910m²です。</p> <p>以上、事務局長が専決処分いたしましたので、報告いたします。</p> <p>続きまして、議案書16ページをお開き願います。</p>
事務局 (府川係長)	<p>【報告第4号を朗読、報告事項（農地法第18条第6項の規定による合意解約について）を説明】</p> <p>議案説明書の45ページをお開き願います。</p> <p>今月の合意解約件数は12件、面積は田：24,362m²、畑：0m²、合計：24,362m²です。</p> <p>以上、合意解約の通知がありましたので、報告いたします。</p> <p>次の報告については、農政振興係長から説明いたします。</p>
事務局 (草野係長)	<p>議案書17ページをお開き願います。</p> <p>【報告第5号を朗読、報告事項（引き続き農業経営を行っている旨の証明書について）を説明】</p> <p>議案説明書の49ページをお開き願います。</p> <p>今月の報告件数は5件、全て相続税の納税猶予に係る証明となっております。</p> <p>証明面積は、田：16,116m²、畑：6,393m²、合計：22,509m²です。</p> <p>以上、事務局長が専決処分いたしましたので、報告いたします。</p> <p>議事の報告といたしましては、以上になります。</p>
議長 (草野会長)	<p>以上、事務局説明のとおりですので、ご承知願います。</p>
議長 (草野会長)	<p>次に、協議事項に移ります。</p> <p>「令和5年農作業労働賃金標準額について」、事務局の説明を求め</p>

議長 (草野会長)	ます。
事務局 (草野係長)	<p>それでは、協議事項ということで、「令和5年農作業労働賃金標準額の策定に係る最終協議資料」をもとに、ご説明いたします。</p> <p>資料については、資料3-1と資料3-2、それと参考ということで、「令和4年いわき市農作業労働賃金標準額表」をご準備願います。</p> <p>説明に入る前に、資料の訂正をお願いいたします。</p> <p>まず、資料3-1の2ページ目の中段、3番の(1)の1つ目について、◇以下の部分を削除願います。</p> <p>続いて、資料3-1の3ページ目、(5)の6個目の◇の「4のとおり」を「3のとおり」に、7個目の◇の「5のとおり」と「6のとおり」を、それぞれ「4のとおり」と「5のとおり」に修正願います。</p> <p>それでは、説明に入らせていただきます。</p> <p>資料3-1になりますが、「令和5年農作業労働賃金標準額の策定に係る最終協議資料」とということで、今回の協議につきまして、これまでの議論をもとに、資料3-2のとおり、「令和5年いわき市農作業労働賃金標準額表（第1稿）」として、いただいたご意見を反映したものを作成しておりますので、その内容を確認しながら、協議を進めさせていただきます。</p> <p>なお、令和5年の農作業労働賃金標準額の策定については、今回が最後の協議となりまして、来月の総会に議案として提出し、最終決定をいただく予定となっております。</p> <p>最終協議に当たりまして、資料3-1に「農作業労働賃金標準額の策定における基本方針」が記載されておりますが、先の協議で説明済みですので、今回の説明は省略させていただきます。</p> <p>こちらの方針に基づいて、これまで意見をいただいて、項目の追加や削除、変更等を進めてきたところでございます。</p> <p>次に、2番の「前回協議の振り返り」としまして、(1)の「新たに作業項目として設定することとしたもの」ということで、令和5年において、「ドローンによる防除」を追加しております。</p> <p>こちらにつきましては、10アール当たり税抜き1,500円で標準額を設定しております。</p> <p>なお、「薬剤費は別途」及び「50アール以上の作業の場合」に適用する旨の条件を付しております。</p> <p>続きまして、(2)の「標準額を設定しないこととしたもの」ということで、1点目が「溝切り」です。</p>

事務局
(草野係長)

こちらについては、「本市において、受委託の対象となる一般的な農作業であるか否かという点について、更なる検証が必要である」ということから、令和5年における標準額の設定は見送りまして、次年度の協議時に再検討することとしております。

次に、2点目としまして、「圃場が遠い場合の機械の搬送代」についてです。

こちらにつきましては、「直接的な農作業ではないこと及び道路運送法との兼ね合いから、標準額として設定することは適当ではない」と整理し、標準額の設定を見送りました。

続きまして、(3)の「作業項目を削除するもの」ということで、「バインダーによる稲刈」と「ハーベスターによる脱穀」、こちらの2項目につきまして、「受委託の対象としては、近年見られなくなった」ということから、標準額表から削除することといたしました。

(4)の「その他」としまして、標準額表上の表記についてですが、アンケート調査の中で、「標準額の表記を“〇〇円～”にしてほしい」との要望がございました。

こちらについては、“標準額=最低金額ではない”との昨年度の協議結果を踏襲し、標準額の表記はこれまでどおりとすることとして整理いたしました。

以上が、前回協議の振り返りのまとめとなっております。

これらを踏まえまして、次の3番から、「令和5年いわき市農作業労働賃金標準額表（第1稿）について」ということで、前回までの協議内容を踏まえたもの及び紙面構成上において事務局で整理させていただいた項目などについて、ご説明いたします。

こちらについては、資料3-2と併せてご覧いただければと思います。

(1)の「紙面構成上の主な変更点」ということで、こちらは主に事務局で整理させていただいているが、先ほど説明したとおり、1点目は削除しまして、2点目から説明いたします。

請負労働作業に係る標準額は税抜き、雇用労働作業に係る標準額は税込みである旨、見出し上に表記しております。

続きまして、見出し上で【備考】としていた欄を、【特記事項】と表記を変更しております。

もう1つですが、これまで旧備考欄に記載していた「福島県最低賃金」について、表として特出したということで、資料3-2の右側の真ん中になります。

【最低賃金】という欄で、今まで特記事項欄に入っていたものを特出しております。

事務局
(草野係長)

また、令和4年まで欄外に記載していた「課税売上高が1,000万円超える場合は、(以下省略)」という表記について、特記事項欄の2番に移動しております。

以上が、紙面構成上の主な変更点になります。

続きまして、(2)の「標準額設定上の主な変更点」についてです。

1点目と2点目は先ほども申し上げましたが、「ローンによる防除」については標準額を新規設定し、バインダーと脱穀については作業項目を削除しております。

3点目ですが、雇用労働作業の畑作業について、最低賃金の変更を踏まえ、6,700円から7,000円に変更しました。

4点目ですが、雇用労働作業のうち、水田作業及び山林作業の機械作業に付されていた“機械持参”的条件を削除し、摘要欄に“オペレーター料金”と注釈を追加記載しております。

続きまして、(3)の「標準額を据え置く項目」ということで、これまでの協議の中で、標準額を令和4年と同額として据え置くと整理されたものになります。

請負労働作業・雇用労働作業それぞれに記載の項目につきましては、令和4年の標準額を踏襲するということで整理しております。

続きまして、(4)の「保留項目」ということで、こちらは前回の協議の際、最終的に金額決定まで至らずに保留ということで、協議継続とされた項目となっております。

こちらは、請負労働作業の「畑作業（耕起）」になりまして、現行の標準額が5,600円ですが、坂本委員から「水田耕起のロータリー耕の5,800円と、金額に差を付ける意味はあるのか」というご意見をいただきまして、前回の協議では保留となりましたので、今回の協議の中で決定していただきたいと考えております。

もう1つが、請負労働作業の「果樹園作業の薬剤散布」、こちらは現行の標準額が2,500円ですが、前回の協議で「標準額の妥当性はどうなのか」という話が出まして、保留となったものですので、こちらについても、今回の協議の中で決定していただきたいと考えております。

ちなみに、この果樹園作業の薬剤散布の標準額につきましては、以前お配りしている県内他市町村の標準額表を確認しましても、設定している市町村はございません。

一方で、雇用労働作業の果樹一般作業や整枝剪定につきましては、福島市などいくつか事例はありましたが、薬剤散布の部分について

事務局
(草野係長)

は、事例がございませんでした。

それらを踏まえまして、金額の妥当性を協議していただきたいと思います。

続きまして、(5)の「特記事項欄の変更点」です。

まず、特記事項欄の1番、柱書きの末尾の表記を資料のとおり変更しております。

また、1番の(1)ですが、労働力の例示部分から性別を削除しております。

加えて、令和5年版の1番の(1)については、令和4年版の1番の(1)と(2)を統合しまして、労働能力や圃場条件に差がある場合は、当事者間で協議していただくということで、まとめております。

そのほか、1番については、前回までの協議内容を反映させた形で、(2)の燃料費の高騰を踏まえた表記、(3)の機械の長距離搬送で追加経費が発生した場合の表記、(4)の倒伏の程度が著しい場合の表記を追加しております。

2番については、先ほどご説明したとおりです。

3番については、「令和5年10月1日以降の受委託については、インボイスの交付を求められる場合がありますので、ご留意ください」ということで、インボイス制度が実施された場合の注意点ということで、追加記載しております。

4番については、「雇用労働作業において、食事代（賄い費）は含みません」ということで、追加記載しております。

最後に5番ですが、「令和5年中に最低賃金が改定された場合は、改定後の最低賃金の額で対応するようお願いします」ということで、注意書きを追加しております。

以上が、これまでの協議の中で出されたご意見及び事務局で整理した部分、それらをまとめたものを反映した内容となっております。

これらについて、これから皆様のご意見をいただきたいと考えております。

結びに、資料3-1の3ページ目、4番の「今後について」ですが、この第1稿をもとに、本日の協議結果を整理した後、JA福島さくらいわき統括センターと調整を行いまして、調整後の標準額を12月の総会に提出する予定となっております。

なお、標準額表の公表方法については、本市公式ホームページ及び農業委員会だより4月号に掲載する予定です。

それと、市内の農業者の方々へは、農事組合を通じて、来年2月頃に配付する予定です。

事務局
(草野係長) また、標準額表の公表と併せて、標準額の策定に係る概要資料や、議事録の抜粋等を市公式ホームページで順次公開する予定になっております。

事務局からの説明は、以上です。

議長
(草野会長) ただいま、資料3-1及び資料3-2の内容について、事務局より説明がございました。

今までの標準額表は、明朝体で線が細く、文字が見にくかったのですが、今回はゴシック体のような見やすい文字にした点では、非常にいいですね。

それと、単位欄が必要以上に広かったのですが、最小限の幅になったことで、標準額欄及び摘要欄がその分広くなり、これも非常に見やすくなりました。

毎回申し上げていることですが、標準額表の上の部分にも書いてあるように、これは農作業の標準的な金額を定めたものだということ。

基本的には、当事者間で委託料を協議するための“目安のひとつ”なのです。

いわき市農業委員会の場合は、計4回にわたって細かく協議をしました。

これだけ協議を重ねれば、大変な労力を必要としますが、そういった点では、これまでの協議内容がよく反映されているのではないでしようか。

特記事項についても、あまり長くすると逆に混乱を招くということで、必要最小限の項目と内容にまとめたということでは、進歩していると思います。

それでは、前回保留とした作業項目を中心に、今回の協議に入っていきたいと思います。

とりあえず、保留となっている作業項目以外の部分で、何かご意見・ご質問ありましたら、お受けしたいと思います。

23番
木幡委員

議席番号23番の木幡です。

今回、請負労働作業に係る標準額は税抜き、雇用労働作業に係る標準額は税込みである旨、見出し上に表記したということですが、雇用労働作業について、「税込み」と書いた場合、消費税が10%入っているものだと誤解する人がいますので、「税込み」ではなく「消費税は課税されません」と書いた方がいいでしょう。

ご検討をお願いします。

事務局 (草野係長)	「不課税項目」ということで、よろしいでしょうか。
23番 木幡委員	<p>正しくはそうですが、「不課税」は税務用語ですので、標準額表を見る方たちが理解できるかどうか。</p> <p>「不課税とは何か」というのが、分かればいいのですが。消費税が課税されないという点が、分かっていただければ。以上です。</p>
事務局 (草野係長)	<p>はい。</p> <p>この表記は、木幡委員がおっしゃられたように修正します。</p>
議長 (草野会長)	<p>ほかにございますか。</p> <p>なければ、保留となっている項目の協議に移ります。</p> <p>まずは、「畑作業（耕起）」ですね。</p> <p>現行の標準額が5,600円ですが、前回の協議で、坂本委員から「水田耕起のロータリー耕の5,800円と、金額に差を付ける意味はあるのか」というご意見をいただきました。</p> <p>これについて、ご意見ございますか。</p>
18番 鈴木（義） 委員	<p>議席番号18番、鈴木です。</p> <p>田んぼと畑、両方の耕起を頼まれることがあります、正直な話、畑の耕起の方が時間が要します。</p> <p>条件によって色々と状況が変わってくるので、一概には言えませんが。</p> <p>ただ、「畑より田んぼの耕起の方が、金額が高い」というのは不思議だと思いますので、畑の耕起は田んぼに合わせて5,800円にした方が、すっきりするのかなと思います。</p>
議長 (草野会長)	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>それでは、畑作業（耕起）については、水田耕起のロータリー耕と同額、5,800円に引き上げるということで、よろしいですか。</p>
	【「はい」との声あり】
議長 (草野会長)	<p>それと、果樹園作業の薬剤散布です。</p> <p>現在は、スピードスプレーヤでやっているのが多いと思いますが、アンケート調査の結果を見ても、市場価格が入っておらず、標準額の妥当性が今一つ分からぬ。</p>

議長
(草野会長) 現行の2,500円という標準額は、薬剤費を除いた形で表示されております。

今のところ、2,500円という標準額で問題があるという声は、我々の耳には入っていない。

となれば、現行の2,500円で据え置いてもいいのではないかと個人的には思いますが、どうでしょうか。

【「異議なし」との声あり】

議長
(草野会長) すみません、ここで、前回の協議できちんと決を採っていなかつた作業項目について、改めて確認します。

「ブロードキャスターによる施肥」、「色彩選別機」、「くず米」の3項目です。

ブロードキャスターによる施肥及び色彩選別機については、「適当」との回答が大半を占めており、くず米については、「安い」という意見が7件ありましたが、市場価格は標準額どおりとなっております。

これについて、3項目とも現行の標準額、ブロードキャスターによる施肥は500円、色彩選別機は300円、くず米は100円で据え置くということで、どうでしょうか。

【「異議なし」との声あり】

議長
(草野会長) その他、特記事項等でご意見はござりますか。

【「ありません」の声あり】

議長
(草野会長) ありがとうございました。
これをもちまして、令和5年農作業労働賃金標準額についての協議は終了します。

本日までの協議内容を標準額表に反映のうえ、次回総会までにJAと協議し、来月の総会にお諮りすることになりますので、ご承知置き願います。

議長
(草野会長) 次に、その他に移ります。
まず、事務局から何かありますか。

【資料4】令和4年度農業者年金加入推進セミナーの開催について
⇒ 上記資料の趣旨について、周知した。

【資料5】第20回総会日程について
⇒ 上記資料を配付し、第20回総会開催日の変更及び第6回全員協議会の開催について、説明した。

【資料6】職員の通年での「ノーネクタイ勤務」の実施について
⇒ 上記資料の趣旨について、周知した。

【口頭説明】次回の総会時、来年度の農業委員会手帳を配付する旨説明した。

議長 (草野会長)	ほかに、委員の皆様から何かございますか。
18番 鈴木(義) 委員	いわき市では、市街化調整区域に農業用倉庫を建てる場合、農地を1,000m ² 以上所有していなければ建築許可が出ない件について、1,000m ² 以上の耕作で可能となるようにできないか。
事務局 (金成主査)	建築指導課に状況を確認する。
議長 (草野会長)	その他、何かございますか。 【「ありません」の声あり】
議長 (草野会長)	特にないようでありますので、以上をもちまして、いわき市農業委員会第19回総会を閉会いたします。

5 議案・報告の内容及び審議結果

(1) 議案

番号	名称	審議結果
第1号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について	原案のとおり可決
第2号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について	原案のとおり可決
第3号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について	原案のとおり可決
第4号	農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について	原案のとおり可決
第5号	農地法第5条の規定による許可処分の取消願いについて	原案のとおり可決
第6号	農地法第3条及び第5条の規定による営農型発電設備に係る許可申請について	議案取下げ（全部）
第7号	いわき市農用地利用集積計画について	原案のとおり可決
第8号	農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画（案）に対する意見の決定について	原案のとおり可決
第9号	非農地の判断について	原案のとおり可決

(2) 報告

番号	名称
第1号	農地法第3条の3第1項の規定による届出について
第2号	農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について
第3号	農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について
第4号	農地法第18条第6項の規定による通知について
第5号	引き続き農業経営を行っている旨の証明書について

6 農業委員会等に関する法律第31条に規定する議事参与の制限に該当した委員

議案番号	議案名称	該当委員
第7号	いわき市農用地利用集積計画について	12 生田目 祥明

7 本総会の閉会時刻

午後4時00分

8 本総会の議事録署名人に指名された委員

14 石井 英毅

16 平田 敬一

【議事録署名用紙（議長用）】



いわき市農業委員会総会会議規則第 24 条の規定により、会議内容を上記のとおり記載したので、相違ないことを証するため署名する。

令和 5 年 3 月 10 日

草野庄一
議長

【議事録署名用紙（議事録署名人用）】



いわき市農業委員会総会会議規則第24条の規定により、会議内容を上記のとおり記載したので、相違ないことを証するため署名する。

令和 5 年 3 月 13 日

議事録署名人

石井 英毅

【議事録署名用紙（議事録署名人用）】



いわき市農業委員会総会会議規則第24条の規定により、会議内容を上記のとおり記載したので、相違ないことを証するため署名する。

令和 5 年 3 月 15 日

議事録署名人 平田 敏一